

平成 30 年 7 月 12 日
国民経済計算体系的整備部会

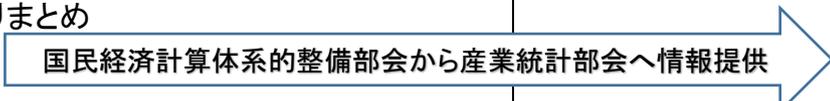
QE及び年次推計の精度向上に向けた 一次統計の「シームレス化」の取組強化・加速(案)

平成 30 年 6 月 29 日の統計委員会において、委員長より、国民経済計算の QE 及び年次推計の精度向上に向けた一次統計の「シームレス化」の取組強化・加速について発言があったところである(別添参照)。

これを受けて、国民経済計算体系的整備部会においては、以下の取組を直ちに開始したい(詳細別紙)。

- 国民経済計算の財部分における第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況等を踏まえた検証を早急に実施(具体的な検証作業は内閣府に要請)
- 上記の検証結果を踏まえ、財部分の推計に用いられる「経済産業省生産動態統計」を中心に、必要な検討を開始
- 同検証結果を踏まえ、同様の他省庁関連の既存統計等についても幅広く精査を行い、必要に応じ関係する部会と連携しながら検討を実施

検証に係る工程表(イメージ)

時期	工程	備考
2018年 7月	財について、内閣府が23年基準における代替推計値(2012,2013 暦年)及び2015 暦年推計値の第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況の分析に着手	
8月以降	内閣府による暫定的な分析結果の提示(8月前半) 「経済産業省生産動態統計調査」の品目追加に関する大まかな方向性を検討(8月後半以降) 同様の他省庁関連の既存統計等についても幅広く精査(同)	必要に応じ関係する部会等と連携
2019年 1月	財について、内閣府が23年基準における2016 暦年推計値の第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況の分析に着手	
3月	「経済産業省生産動態統計」部分について、内閣府による2016 年分を含む最終分析結果の提示 	「経済産業省生産動態統計調査」の諮問(予定)
4月頃	「経済産業省生産動態統計調査」の品目追加に関する部会としての検討結果とりまとめ 	
6月		「経済産業省生産動態統計調査」答申(予定)
～ 2021年	(業界調整や実査可能性の検証等を踏まえて)2021 年中に「経済産業省生産動態統計調査」の品目追加の決定(実施は2022年1月分より) ※他の財についても所要の対応を実施	必要に応じ関係する部会等と連携

QE及び年次推計の精度向上に向けた
一次統計の「シームレス化」の取組強化・加速

2018 年 6 月 29 日
統計委員会委員長

- 3月に閣議決定された公的統計基本計画においては、「国民経済計算のQE及び年次推計の精度向上に向け、一次統計から国民経済計算の推計におけるそれぞれの段階(QE、年次推計)において使用する基礎データの差異を縮小することが重要」であることから国民経済計算に活用される一次統計について、2022 年末までに関係府省にて検証・検討を行うこととされている。
- しかしながら、基本計画の策定後も一次統計を取り巻く環境は刻々と変化しており、また、3月末の国民経済計算体系的整備部会では、統計委員会の要請を受け、内閣府による「QEの推計精度の確保・向上に関する工程表」の推進が決まるなど、本課題については、他の課題に比べて、特に取組を強化し加速する必要性が生じていると考えられる。
- このため、国民経済計算体系的整備部会においては、各府省による方策の取りまとめが円滑に進むよう速やかに検討を開始し、必要な支援を行ってほしい。
- 基本計画においては国民経済計算に活用される一次統計として、「経済産業省生産動態統計」や「サービス産業動向調査」が例示されている。国民経済計算体系的整備部会においては、国民経済計算における改定状況等を踏まえた検証を早急に実施し、それを受けて、直ちに、財の推計に用いられる「経済産業省生産動態統計」について検討を開始するとともに、この際同様の他省庁所管の一次統計についても幅広く精査を行っていただき、必要に応じ関係する部会と連携しながら検討を進めてほしい。また、統計委員会担当室は、以上の取組が円滑かつ迅速に進むように、見直しプロジェクトの企画・立案において、中核的な役割を果たすことが必要である。
- 関係府省においても本課題の加速推進にあたり特段のご配慮をお願いしたい。

(第3期「公的統計の整備に関する基本的な計画」)別表(抜粋)

QE及び年次推計の精度向上には、一次統計から国民経済計算の推計におけるそれぞれの段階(QE、年次推計)において提供するデータの差異を縮小することが重要である。このため、平成 27 年度(2015 年度)以降の第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況等を踏まえた検証を行う。当該検証結果を踏まえた上で、国民経済計算に活用される一次統計(「経済産業省生産動態統計」、「サービス産業動向調査」等)及びその活用方法の改善余地について、一次統計を所管する関係府省と内閣府とが一体となり検討を進め、基本的な方策を取りまとめる。

【財については平成 31 年(2019 年) 年央までに検証し、33 年(2021 年) 末までに結論を得る。サービスについては平成 32 年(2020 年) 年央までに検証し、34 年(2022 年) 末までに結論を得る。】